

「令和5年度 秋の阿波おどり事業」企画運営業務に係る 業者選定プロポーザル実施要項

1 業務概要

- (1) 業務名
「令和5年度 秋の阿波おどり事業」企画運営業務
- (2) 業務の目的
阿波おどりを核として、音楽、食、アクティビティなど、様々なコンテンツを活用し、観光客や地域住民、イベントスタッフも含めて「街が一体となった秋のフェスティバル」をコンセプトに、本事業を開催する
- (3) 業務内容
別添「『令和5年度 秋の阿波おどり事業』企画運営業務仕様書」に記載のとおり
- (4) 事業主体
徳島県
- (5) 委託期間
契約締結日から令和6年3月31日（日）まで
- (6) 委託料上限額
金17,480千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

当該プロポーザルに参加し、企画提案書を提出する者（以下、「提案者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県内に事業の拠点（本店のほか支店、出張所等を含む）を有する者であって、今まで本件と同種の業務を実施した実績（受託を含む）を有するなど、業務手法に精通していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (5) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。

※ 資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号：様式は徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、提出書類の提出期限までに徳島県

管財課へ持参しなければならない。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(7) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及びその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

カ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

a 成年被後見人又は被保佐人

b 破産者で復権を得ない者

c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者

3 スケジュール（予定）

令和5年	7月18日（火）	公募開始
	7月24日（月）	質問受付締切
	7月26日（水）	参加申込締切
	8月2日（水）	企画提案書等提出締切
	8月上旬	審査結果通知
	8月上旬	委託候補者との協議・委託契約締結

4 応募手続きについて

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出（様式第1号） 1部

(2) 企画提案書の提出（様式第2号） 7部

※最終的な事業企画、会場のレイアウト及び運営、広報、動画制作等については、発注者と受注者の綿密な協議により決定・実施するものとする。

(3) 委託業務に係る経費の見積書（様式任意） 7部

※イベント広報・運営管理や各種設備・備品の経費等、実施にあたり協議が必要な事項については、提案者が仮定すること。

(4) 事業者（提案者）の概要 1部

会社概要や業務実績が分かるもの（既存のパンフレット等でも可）

(5) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部

(6) 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部

5 参加申込み及び企画提案書の提出等について

(1) 質問の受付

本業務及びプロポーザル実施要項について質問がある場合には、「質問書」(様式第4号)により令和5年7月24日(月)17:00までに、電子メールまたはファクシミリにより事務局まで提出すること。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込をした全ての者に対して行う。

(2) 参加申込み

本プロポーザルに参加(企画提案書を提出)する場合は、令和5年7月26日(水)17:00までに、「参加申込書」(様式第1号)に必要事項を記入の上、持参又は書留により事務局まで提出すること。

(3) 企画提案書の提出

令和5年8月2日(水)17:00【必着】までに、4(1)～(7)に記載する書類等を必要部数を持参又は書留で郵送すること。

(4) 提出先(事務局)

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県商工労働観光部 観光政策課 観光プロモーション担当
電話:088-621-2342 ファクシミリ:088-621-2851
電子メール:kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

6 企画提案書を選定するための評価基準等

(1) 応募書類の評価(採点)は、県が設置する選定委員会において、評価基準に基づき総合的に評価して選定する。

① 評価基準及び評価(選定)方法について

次の選定項目に基づき採点し、その合計点を基準に業者選定委員会で最も適切な企画提案書を選定する。なお、業者選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

選 定 項 目	
企画提案と内容について	公募目的に沿った提案であり、徳島県が実施する委託事業として妥当な内容であるか。
提案内容の実現性	事業を実施する上で、必要な実施体制を構築しているか。また、事業実施に必要な連携体制が構築されているか。 事業実施が確実に行われる適正なスケジュールとなっているか。
経費積算の妥当性	所要経費の内容や金額は妥当なものとなっているか。
類似事業の実績	今回の公募内容と類似性を持った事業を過去に実施しており、その実績が妥当な内容であるか。

(2) 評価結果

評価結果は、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。

(3) 評価対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ・「4 応募手続き」に定める提出書類がないもの
- ・指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの
- ・企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの
- ・「2 参加資格」に記載する参加資格を満たさない者
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・2案以上の企画提案をした場合
- ・他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ・その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(4) 提案者が1者であった場合の取扱い

提案者が1者であった場合は、その提案内容を業者選定委員会において採点した上で、総採点数の60%以上を満たした場合に、委託候補者として選定する。

7 契約に関する事項

(1) 最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県商工労働観光部観光政策課長（以下、「観光政策課長」という。）から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 最も適切な企画提案書を提出した者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、業者選定委員会において次点となった者と契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

- ① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
- ② 成果物及びその構成素材に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。

8 その他の留意事項について

- (1) 企画提案書提出の作成・提出に要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しない。
- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書の提出後は、原則、記載内容の変更を認めない。
- (5) 本事項に関して徳島県から受領した全ての資料は、観光政策課長の了解を得ないで公表、又は使用してはならない。